センセーショナルにつつまれてしまいました。

「起こるはずがない、起こらない。と主張し続けた大事故」もはやこれで原発の安全性論争には終止符がつけられたはずであり、多くの法律家や学者もそう認めたのであります。

だが、ここで大きなどんでん返しがあったのです。控訴審（高松高裁）においてＴＭＩ事故について国側の主張を切りくずしていくなかで、国側は反論の余地なきところまで追いつめられてゆきました。住民は勝ったと心の中で思い、もう一押しするぞと力を集合しようとした時、国は裁判所に対し、こういったのです。

「もう充分審理つくしたはずだ。もう裁判は打ち切りにしよう。はやく判決してくれ。これ以上の審理は無用だ、やめろ！」。

本来ならば、負けそうになった側がやめてくれなどというはずがないことなのです。有利になった方が、ここでやめよう、この結果にもとづいて判決を下せ！と主張すればこそ、あたり前の事であるはずです。でも、裁判官はそれを認め、審理をやめたのです。しかし、判決も書けなく一年以上も住民の裁判再開の願いをケリ続けたのです。そしてその結果が、あのなんとも国側もア然とする原発援護判決である。裁判は、本当に公正であるのか。正義なのか、子供でも疑いを抱く。

政治に追従すればどうなる！

ハッキリいって一審も二審も、もし裁判が正義と平等の名のもとで公正であるならば、原告住民が負ける要素はなにもなかったのです。それだけではなく、反論さえ出来ない程国側の個々の主張は対して事実で証明し、嘘をあばきさえしていたのです。

反論できない国は、最後にどういったか。

「これは国策である。また、国の裁量の問題であり、個々の住民の安全など二の次だ…」つまり、国民が国策の原発の危険を訴える事など許されるわけがない。訴える資格などないのだ、というに等しい言動をおおやけの裁判所において吐いたわけなのです。

さすが裁判所も、民主主義の根本にかかわる問題だけに国民は訴える権利はあるのだと、原告適格だけは認めました。最後の良心とでもいうのでしょうか…？　だが、あとがいけません。

高松高裁は、こう言ったのです。「作る、作らんというのは国の裁量（判断）にまかすべきだ。我々は科学論争を判断できん。（日本に）明確な事故でも起きんかぎり判断のしようがない」。

原告の主張した事故（いくつかの種類の事故を取りあげその中の一つにＴＭＩ事故もある）が現実となり、主張が事実と証明されても、それさえ認められず、先日の判決となりました。司法に大きな圧力が加わらない限り、このような判決が出るわけがないのです。

（１頁に続く）

会計報告（'85.6.6～3.31）

収　入	
会　　費	12,000
ニュース購読料	66,750
「判決」売上金	59,500
計	138,250円
支　出	
ニュース印刷代	31,000
振替手数料	13,680
郵　送　料	680
ゼロックス・リース料	14,300円
計	59,660円
差　引	78,590円
積立金合計	1,132,451円

伊方訴訟ニュース

第 140 号

1985年 4月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先；〒530　大阪市北区西天満４－９－15第一神明ビル
藤田法律事務所内　☎ 06－363－2112 口座 大阪３－48780

スリーマイル島原発事故
６周年を前に炉心溶融を確認

さる２月 22日付の朝日新聞夕刊（大阪）は、スリーマイル島（ＴＭＩ）原発事故の際炉心の一部は溶けていた、との米国エネルギー省の調査結果を報じている。すでに昨年の11月には、炉心の温度は、これまでの予想値2,000℃より６００度以上も高かったという報告がされていたが、上記の記事によると、崩壊炉心の底から採取した破片と、探査カメラによる炉心底部の写真の二つの分析から、炉心の一部では、二酸化ウランの燃料ペレットの溶融点約２８００℃を越え、溶けていたことが判明したという。

原告らは、ＴＭＩ直後から、少くとも炉心の一部は溶けていた、と主張してきた。これに対し被告国側は、「燃料破損」とのべるだけで、「溶融」には一切口をつぐんできた。それは、世界中の原発は、現在まで、「炉心溶融は絶体に起こらない想定不適当な事故」という前提で建設されてきているからである。６年間という年月で、「炉心は溶けていた」ことの衝撃は緩和されたと、国や電力はホッとしていることであろうが、執拗な真実からは、今後も逃れることはできないのである。

（８頁から続く）

かって、国が強権を発動して行政を行い、むつかしい事は国に任せれば良いと国民主権不在の中で起こったのが、太平洋戦争です。国民の苦しみを無視した中、徹底抗戦を叫んだ結果の原爆投下があり、無条件降伏という形で強権国家は滅んだのです。原爆の被害は今も続いており、申し上げるまでもありませんが、核持ち込みをうわつらだけでも否定し、日本は核をもたない。また作らないという国も、原発の事になると必死ともいえる努力で、あらゆる障害を金と権力で排除して建設しているのです。

事故が起きる可能性は事実によって証明され、放射能汚染は原爆同様、周辺地域を破局的惨状にする事に変わりありません。反対の声を押し殺して強力に運営する行政、また、それに追従するかのごとき裁判所の判決、これがどのような結果を招くか考えれば前途は暗くなるのです。

高松高裁の判決もその一例なのです。勝った負けただけでなく、判決の中にはこのような意味も含まれている事も考えてほしいのです。

（南海日日新聞1月15～19日号より転載）

2 号 炉 訴 訟

原告準備書面

1985年2月8日提出（その１）

目　　次

㈠中央構造線の位置関係及び地質関係

①領家帯（中央構造線北側）についての説明

②三波川帯（中央構造線南側）についての説明

㈡中央構造線を境とする北側（領家帯）と南側（三波川帯）

㈢四国西部における中央構造線の説明

㈣国側５～８㎞沖合説に対する反論

①（甲十二号証ノ四、図－４、図－５）の説明

②図－４と図－５とを比較考察してゆくと次の点があきらかになる。

㈤中央構造線の位置、地質関係と海岸線との関係

はじめに

原告は、前回の二つの準備書面で、本件二号炉敷地地盤の劣悪さと、同敷地地盤に与える地震及び最大加速度の評価に大きな誤りがあり、本件許可処分は誤りであると主張した。

今回の本書面では、本件許可処分を行った被告が、本件許可処分の判断について、「地震、地すべり、断層に関する事項が原子炉の立地の適合性の判断に際しての重要な要因である」（被告答弁書Ｐ８）と認めているにもかかわらず、我が国で最大の活断層である中央構造線について、本件二号炉敷地の「五～八キロメートルの範囲であると推測され、これより敷地寄りのところを通っているとは考えられない」（被告準備書面(二)Ｐ22～Ｐ23）と主張している点について、この主張が誤りであることを明らかにし、従って、本件審査の際の重要要因である右大活断層の位置すら明らかにしないままの本件審査と、それをもとに被告がなした二号炉設置許可処分は誤りであることを主張するものである。

㈠　中央構造線の位置関係及び地質関係

ほぼ東西に走る中央構造線は、北側（領家帯）と南側（三波川帯）に分けられる。

①領家帯(中央構造線北側)についての説明

まず図－Ｉを参照されたい。これは愛媛県地質説明書より転写したものである。これから後に出てくる図は、地質の違いによって色分けしており、この点は、見やすくするために原告が着色したものである。

赤色の線で四国北部を東西に横切っているのが中央構造線である。それより北側の水色とピンク色で示したのが領家帯（西南日本内帯）である。図－Ｉ2)において領家帯の説明文がある。これを読むと、「領家帯の中には、領家花コウ岩類と和泉層群とがあり、それらは、中央構造線によって切られている。」とされているのである。

又、オレンジ色で和泉層群中や、長浜沖合、三崎半島沖合に示されている地質は、陸上においては郡中層、海域においては伊予灘層と呼ばれ、同じ性質のものであるとされているのである。この郡中層（海域における伊予灘層）が、これらの説明と反論に非常に大切なものになるので留意されたい。

郡中層について（甲十二証ノ一、Ｐ57　9行～10行）を見ると、「領家帯には、基盤岩

図－Ｉ

第２章　地質概要　（第５図・第２表参照）

ほぼ東西に走る中央構造線・御荷鉾構造線・仏像一糸川構造線などにより、それぞれ特徴ある地質からなる地帯に県内は分けられる。それらの地帯の呼び方は人により多少異っているが、ここでは５帯に分け、北より、１）広島花崗岩帯、２）領家帯、３）長浜帯、４）秩父帯、５）四万十帯と呼ぶことにする。

第５図　四国地質概略図

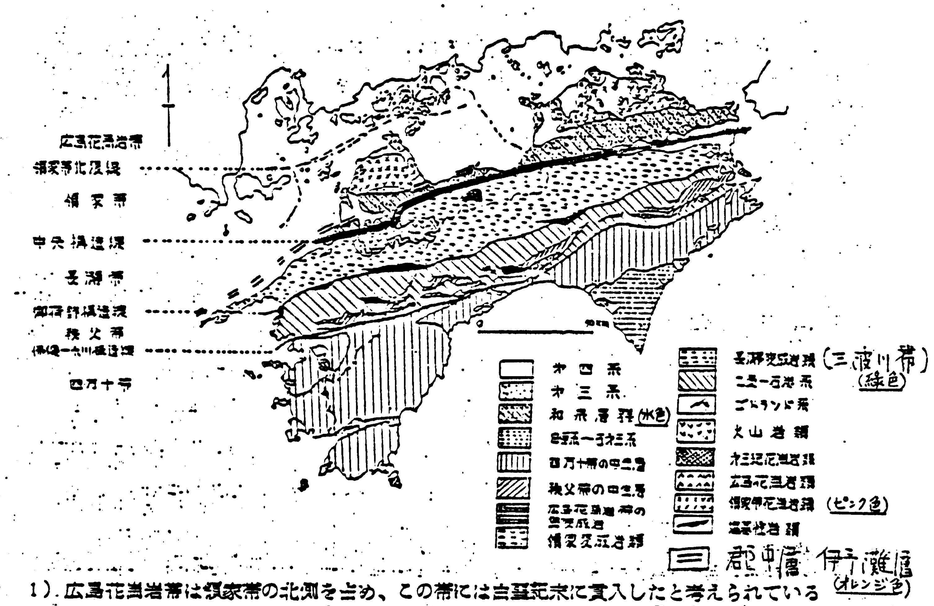

１）広島花崗岩帯は領家帯の北側を占め、この帯には古第三紀末に貫入したと考えられている広島花崗岩類が広く分布し、これに貫かれて変質した古生層は侵蝕に対し花崗岩より強いので花崗岩類の上に急傾斜でそびえている。花崗岩類の他に石英斑岩の小岩体がところどころに現れている。

２）領家帯の南限は中央構造線であり、北限はあまり明らかでないが、ここでは領家花崗岩類および領家変成岩類の大局的分布地帯の北限として、第５図に示したような線で区切ることにする。この地帯は主として領家花崗岩類および領家変成岩類からなり、この帯の南縁には古第三系の和泉層群がこれらの岩類を不整合におおい、中央構造線に切られている。そしてこれらを貫いて新第三紀に噴出した安山岩類が小岩体をなしてところどころに分布している。

である領家変成岩や領家カコウ岩の上に和泉層群や岡村層、郡中層が分布しているように……。」と、はっきり郡中層（岡村層、伊予灘層とも同じ年代頃であるとされている）については、領家帯に属すると書かれている。

つまり、領家帯とは中央構造線によって断ち切られ、それより北に存在し、領家変成岩類、領家花コウ岩類、またその上に堆積した和泉層群、郡中層により成り立つものである。

②三波川帯（中央構造線南側）についての説明

図－Ⅰ、赤色線の中央構造線より南側の地域、緑色で示している。云わずと知れた結晶片岩であり、三崎半島の大部分を形作るものである。三崎半島において緑色片岩とか青石とか呼ばれるものである。

この結晶片岩は、古生代の堆積物が地下深く（数キロから数十キロ）において大きな圧力が加わって出来たものである。この三波川帯（結晶片岩類）は、中央構造線の南側に位置する事は万人の認めるところである。（甲十二証ノ二、P 188）を参照されたい。三波川帯について記してある。

㈡ 中央構造線を境とする北側（領家帯）と東側（三波川帯）

図－Ⅱ

第１図　地質説明図

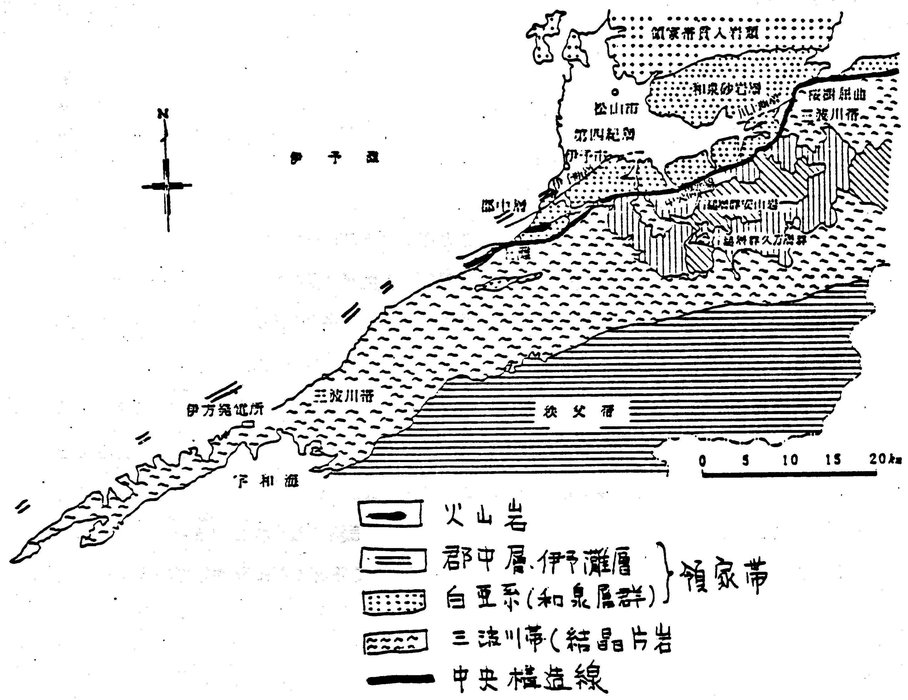

①前記説明したごとく、問題になる中央構造線なるものは、四国においては、領家帯と三波川帯とを分けている大断層であり、それはエンエン 800 km～ 900 kmに達するとされているのである。

②領家帯中の和泉層群や郡中層は、海底において泥や砂などが堆積して出来た地層であり、かたや、三波川帯の結晶片岩（緑色片岩）は、地中深く大きな圧力が加わり出来た岩石であって、それぞれの岩石の作られ方も違うし、作られた年代も全然違っているのである。

これの意味するところは何か。つまり、出来た成因、年代が全く違う二つの大きな岩体が、中央構造線と云う大断層によってお互いに接しているのである。いいかえれば、中央構造線によって、それが肩を並べさせられたのである。（甲十二証ノ三、P 60～P 63）を参照されたし。これが日本中の地質学者が注目するところの中央構造線の一大特徴であり、この特徴ゆえに、詳しく調査、研究されているのである。

㈢ 四国西部における中央構造線の説明

①図－Ⅱは、愛媛県の中予、南予の領家帯および三波川帯の概略地質図である。これは、国側準備書面（二）P 33 にのっていたものを引用した。着色および下部の地質層の色分け説明は、原告が記入した。

赤色の中央構造線の北側と南側は、それぞれ領家帯と三波川帯に分けられていることがよくわかる。中央構造線は、上灘より海中に没し、海岸沿いに伊予灘を西方向に走っている。また中央構造線北側に、ほぼ中央構造線に沿って伊予断層が通っている。

又、オレンジ色の地層は、郡中層及び海域においては伊予灘層である。これは、後で詳しく説明するが、電力中央研究報告書における音波探査の結果を元に、原告が示したものである。三崎半島に沿って、九州にいたるまで点々と分布している事に留意されておかれたい。

②図－Ⅲは、音波探査の実施された範囲である。

（以下次号）

図－Ⅲ

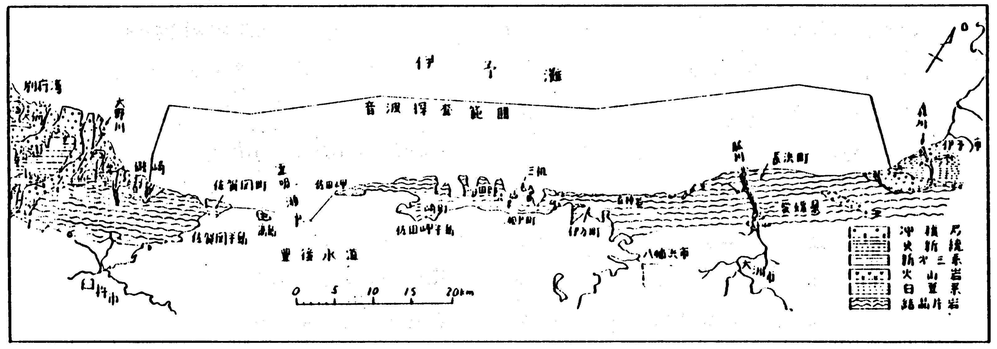

図－１　地質概要平面図 音波探査範囲位置図